

# スタンダード科目解説

第7回／全8回



一般的な基本書を通読しただけでは理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。

## 健康保険法

社会保険労務士  
山川 靖樹  
(山川社労士予備校)



### ●被保険者

学習の  
ポイント

健康保険の被保険者は、「当然被保険者」「任意継続被保険者」「特例退職被保険者」「日雇特例被保険者」の4つに分類されます。(特例退職被保険者については、本書での詳解は省略)

#### (1) 当然被保険者 (法3条1項)

##### 条文

この法律において**当然被保険者**とは、適用事業所に使用される者であって、適用除外に該当しないものをいう。

#### 🗨️ちょっとアドバイス!

「**適用事業所**」の規定は厚生年金保険法と基本的に同じで、強制適用事業所と任意適用事業所があります。ただし、厚生年金保険法では強制適用事業所である「船舶」は、健康保険法においては強制適用事業所とはなりません。【※3月号参照】

#### 📌Advance

##### ①適用除外 (法3条1項ただし書)

次のいずれかに該当する者は**適用除外**とされ、適用事業所に使用される者であっても、**日雇特例被保険者**となる場合を除き、被保険者**となることができません**。

原則 (被保険者とならない)	例外 (被保険者となる)
<b>船員保険</b> の被保険者	船員保険法に規定する <b>疾病任意継続被保険者</b> (この者が適用事業所に使用されるに至った場合は健康保険の被保険者となる)

<p>臨時に使用される者であって、次に掲げるもの</p>	<p>a) イ)に掲げる者にあつては <b>1 か月を超え</b> 引き続き使用されるに至った場合</p>
<p>イ) 日々雇い入れられる者</p> <p>ロ) 2 か月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの</p>	<p>b) ロ)に掲げる者にあつては <b>定めた期間</b> を超え引き続き使用されるに至った場合</p> <p>該当するに至った日に被保険者となる。</p>
<p>季節的業務に使用される者</p>	<p>継続して <b>4 か月を超えて</b> 使用されるべき場合は、<u>初めから</u>被保険者となる。</p>
<p>臨時的事業の事業所に使用される者</p>	<p>継続して <b>6 か月を超えて</b> 使用されるべき場合は、<u>初めから</u>被保険者となる。</p>
<p>事業所で <b>所在地が一定しない</b>ものに使用される者</p>	
<p><b>国民健康保険組合</b>の事業所に使用される者</p>	
<p><b>後期高齢者医療</b>の被保険者等</p>	
<p>厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の<b>承認</b>を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより <b>国民健康保険</b>の被保険者であるべき期間に限る）</p>	
<p>事業所に使用される者であつて、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される <b>通常の労働者</b>（当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と <b>同種の業務</b>に従事する当該通常の労働者）の <b>1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満</b>である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の <b>1 か月間の所定労働日数の 4 分の 3 未満</b>である短時間労働者に該当し、かつ、下記イ)からハ)までの <b>いずれかの要件</b>に該当するもの</p>	<p>左欄の <b>4 分の 3 基準を満たさない者</b>であっても、次の a) から d) までの <b>4 つの要件</b>を満たすものは被保険者として取り扱う。</p> <p>a) イ)が <b>20 時間以上</b>であること</p> <p>b) ロ)が <b>88,000 円以上</b>であること</p> <p>c) ハ)に <b>該当しない</b>こと</p> <p>d) <b>特定適用事業所</b>（従業員規模101人以上の事業所等）に使用されていること</p>
<p>イ) <u>1 週間の所定労働時間が 20 時間未満</u>であること。</p> <p>ロ) 報酬（最低賃金法に掲げる一定の賃金等を除く）について、法42条1項（資格取得時決定）の規定の例により算定した額が、<b>88,000 円未満</b>であること。</p> <p>ハ) 学教法に規定する <b>高等学校の生徒、大学の学生</b>その他の厚生労働省令で定める者であること。</p>	

